

## 第 6 9 号議案

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区に係る沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和 6 2 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 別表第 2 第 3 項に定める適用区域 風営法第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号に規定する風俗営業を営む建築物

第 3 条第 2 項中「風営法第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号に規定する風俗営業を営む」を「次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

（ 1 ） 別表第 3 第 1 項に定める適用区域 風営法第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号に規定する風俗営業を営む建築物

（ 2 ） 別表第 3 第 2 項に定める適用区域 風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 8 号に規定する風俗営業を営む建築物

第 3 条第 3 項中「風俗営業」を「風俗営業」に、「店舗型性風俗特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める。

第 8 条の見出し中「敷地面積」を「建築物の敷地面積」に改め、同条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 3 第 1 項」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「前項」を「前 2 項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項各号中「前項」を「前 2 項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、同項

を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 建築物の敷地面積は、別表第2第3項及び別表第3第2項に定める適用区域にあつては83.0平方メートル以上でなければならない。ただし、足立区細街路整備助成条例（昭和60年足立区条例第38号）に基づき指定された路線の拡幅若しくは築造により敷地面積が83.0平方メートル未満となる場合又は区長が良好な居住環境を害するおそれがないと認めて許可した場合は、この限りでない。

第9条第1項を次のように改める。

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離の最低限度（以下「外壁の後退距離」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値とする。

- (1) 別表第2第1項及び第2項、別表第3第1項並びに別表第4に定める適用区域 各沿道地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限の数値
- (2) 別表第2第3項及び別表第3第2項に定める適用区域 0.6m

第9条第2項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「で構造上やむを得ないと区長が認めたもの」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 別表第2第3項及び別表第3第2項に定める適用区域においては、道路が交わる角敷地（隅角が120度以上の場合を除く。）は、敷地の隅を頂点とする長さ2メートルの底辺を有する二等辺三角形の部分には、建築物の外壁又はこれに代わる柱を建築してはならない。ただし、当該部分の前面道路の路面の中心からの高さが4.5メートルを超える部分については、この限りでない。

第14条第2項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表第1第1項中「平成15年8月15日足立区告示第316号」を

「平成16年6月24日足立区告示第241号」に改め、同表第4項中「平成14年2月6日足立区告示第50号」を「平成16年6月24日足立区告示第242号」に改める。

別表第2第1項及び第2項中「平成15年8月15日足立区告示第316号」を「平成16年6月24日足立区告示第241号」に改め、同表に次のように加える。

3	東京都市計画沿道地区計画国道4号A地区（日光街道）沿道地区計画（平成16年6月24日足立区告示第241号）エの区域
---	---

別表第3第1項中「平成14年2月6日足立区告示第50号」を「平成16年6月24日足立区告示第242号」に改め、同表に次のように加える。

2	東京都市計画沿道地区計画足立区環状七号線C地区沿道地区計画（平成16年6月24日足立区告示第242号）ウの区域
---	---

付 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（提案理由）

沿道地区計画区域内の建築物に係る制限を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。